

川島小学校いじめ防止基本方針【改訂版】

延岡市立川島小学校
【平成30年4月1日施行】

川島小学校いじめ防止基本方針

はじめに

学校教育においていじめ問題は今もなお生徒指導上の喫緊の課題である。また、インターネットを通じた新たないじめ問題も生じるなど、いじめがますます複雑化、潜在化する状況にあることを考えたとき、いじめは深刻な人権侵害であると重く受け止めなくてはならない。

こうした中、改めて全ての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本的な姿勢について共通理解し、組織的にいじめ問題に取り組む体制を確立する必要がある。

平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布され、その後、宮崎県及び延岡市において「いじめ防止基本方針」が策定されたことを受け、本校でもいじめ防止等のための対策に関する基本的方針を定めたところである。

今回、宮崎県及び延岡市の「いじめ防止基本方針」が改定されたことを受け、より実効性のある「川島小学校いじめ防止基本方針」を定めるものである。

もくじ

第1	いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	
1	いじめの定義	2
2	いじめの理解	2
3	いじめ防止等に関する基本的な考え方	2
(1)	いじめの防止	2
(2)	いじめの早期発見	2
(3)	いじめへの対処	3
(4)	地域や家庭との連携	3
(5)	関係機関との連携	3
第2	いじめ防止等のために実施する取組	
1	いじめ防止等のための組織	3
2	いじめ防止等に関する措置	3
(1)	いじめの防止	3
(2)	早期発見の措置	4
(3)	いじめに対する措置	4
(4)	ネット上のいじめへの対応	4
第3	いじめ防止等のための対策に関するその他の事項	
1	重大事態への対処	5
2	基本方針の点検と必要に応じた見直し	5

第1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。
(いじめ防止対策推進法第2条)

2 いじめの理解

- いじめはどの児童にも、どの学校でも起こりうることを踏まえる。
- 暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、多くの児童が入れ替わり被害や加害を経験している。
- 暴力を伴わないいじめであっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、暴力を伴ういじめとともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。
- いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、観衆や傍観者の存在に注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気を形成する。

3 いじめ防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの防止

- いじめはどの児童にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめの未然防止の観点にたち、全職員一体となった継続的な取組を行う。
- 「いじめは決して許されない」ことを教育活動全体を通じて指導し、自他の存在を等しく認め、互いの人格を尊重し合うなど、心が通う人間関係を構築する。
- 日ごろより児童の心に寄り添いながら指導・支援することで、自己肯定感や自尊感情を高めることができる学校生活をめざす。

(2) いじめの早期発見

- 早期発見がいじめへの迅速な対処の基本であることから、職員や保護者をはじめ、全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高める。
- ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、積極的にいじめを認知する。
- いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、児童がいじめを訴えやすい体制を整える。

(3) いじめへの対処

- いじめが確認された場合、いじめを受けた児童並びに知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で、組織的に対応し、適切な指導を行う。
- 平素よりいじめを把握した場合の対処の在り方について共通理解を図っておくとともに、組織的な対応を可能とする校内の指導体制を整備しておく。

(4) 地域や家庭との連携

- 平素より保護者や学校関係者と情報を共有したりいじめの問題を含む学校の状況等について協議したりするなど連携を深めておく。

(5) 関係機関との連携

- 平素から学校以外の相談窓口について児童や保護者に周知したり学校や市教委等関係機関の担当者との情報共有体制を構築したりするなど連携を図っておく。

第2 いじめ防止等のために実施する取組

1 いじめ防止等のための組織

- いじめ防止等を実効的に行うため、カウンセリング委員会を設置し、定例会を月1回開催するとともに、いじめ事案発生時は緊急に会を開催する。
- 構成員は校長、教頭、教務主任、各教諭、養護教諭、栄養教諭とする。
- 活動内容は、いじめ防止基本方針の作成と見直し、いじめ防止プログラムの作成と見直し、いじめに関する調査結果や報告等の情報の共有、いじめが疑われる案件の事実確認と対応方針の決定、要配慮児童への支援方針の決定等とする。

2 いじめ防止等に関する措置

(1) いじめの防止

- ア 互いを認め、尊重し合うなど、望ましい人間関係の醸成を図るための教育活動を展開し、自己肯定感や自尊感情を高めていく。
 - 生徒指導の三機能（自己存在感、自己決定の場、共感的な人間関係）を基盤とした授業並びに教育活動を展開する。
 - 運営委員会の企画により、全校で遊ぶ日やボランティア活動を実施する。
 - 異学年児童による縦割り班清掃活動を取り入れる。
 - 代表委員会によるいじめ防止等の活動に関する話し合いを行う。
 - 帰りの会等でよさや頑張りを賞賛し合う活動を行う。
- イ 学校・家庭・地域が連携し、「いじめは決して許されない」という人権感覚を共に高めていく。
 - P T A 総会や学校評議員会等で学校のいじめ防止基本方針等を説明する。

- いじめ防止に関する研修会や講演会を実施する。
- 学校通信やHP等を活用していじめ防止基本方針等を提示する。

(2) 早期発見の措置

- ア 全ての児童を対象に定期的なアンケート調査を実施する。
 - 学校独自のアンケート調査を毎月実施する。
 - 県下一斉のアンケート調査を実施する。
- イ 日常的に児童が相談しやすい環境をつくとともに、定期的な教育相談や教育相談週間を設定し、児童に寄り沿った相談体制づくりに努める。
 - 定期に実施するアンケート調査の結果をもとに毎月教育相談を行う。
 - 教育相談週間を学期1回設定し、一人一人の悩み等に対応する。
 - 学校以外のいじめ相談窓口の周知を図る。
 - 「児童の発するサイン」をもとに、職員間の情報共有を密にする。
- ウ いじめにつながる情報や気になる情報等を職員間で共有し、対策等を協議する。
 - カウンセリング委員会を月1回実施する。
 - 進級や進学時に学級の間関係や気になる児童の情報等を確実に引き継ぐ。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめを発見又は通報を受けた場合は特定の職員が抱え込むことなく、管理職に速やかに報告し、組織的な対応がとれるようにする。
 - 「これぐらいは」という感覚をなくし、いじめられている児童や通報した児童を守ることを最優先としながら、その時その場で適切な指導を速やかに行う。
 - 必要な場合は臨時にカウンセリング委員会を開催し、聞き取りや調査の方法、今後の対応等について確認する。
- イ いじめの事象に直接関係していると思われる児童から事実関係を聴取したり学級や学年、必要な場合は全校児童を対象とした調査を行ったりするなど、情報収集を的確に行う。
 - 聞き取りにあたっては、担任を中心としながら、児童が話をしやすい職員も選任するなど組織的に対応する。
 - いじめの事実が確認され、必要と判断した場合は、全校児童へのアンケート調査も行い、より詳しい状況を把握するよう努める。
- ウ 聞き取りやアンケート調査で得られた情報をカウンセリング委員会で報告し、情報の共有化を図りながら解決に向けた指導及び支援の方法について協議する。
 - 緊急の場合は、事実関係が把握された時点で指導及び支援の方針を決定し、その後カウンセリング委員会で報告する。
 - 専門的支援が必要な場合は市教委及び警察署等の関係機関に相談する。
 - 事実関係や指導・支援の経過等については、市教委に適宜報告するが、調査の時点で重大事態と判断された場合は、市教委に直ちに報告する。

(4) ネット上のいじめへの対応

- ア インターネットを通じて特定の人を誹謗中傷したり個人情報に掲載したりす

る行為は犯罪にあたることを踏まえ、その予防や対応、指導に努める。

- フィルタリングや保護者の見守りなどについて啓発を図るなど、学校と家庭が連携をしながら情報モラルに関する理解を深める。
- 児童や保護者を対象とした講演会等で、ネット社会についての講話（防犯）を実施し、情報モラル教育の充実を図る。
- インターネット利用、情報モラル教育に関する職員研修を実施する。
- 特別活動や総合的な学習の時間において、児童のインターネット利用、情報モラル教育に関する指導を行う。
- 平素から、ネットパトロール等により、インターネットによるいじめの把握に努める。
- 不当な書き込みを発見したり被害者からの訴えや閲覧者からの情報があったりしたときは、状況を確認、記録をもとにいじめへの対応を速やかに行い、市教委や警察等関係機関に相談するとともに、管理者へ連絡、削除依頼等を行う。

第3 いじめ防止等のための対策に関するその他の事項

1 重大事態への対処

- (1) いじめ事案が次の状況にある場合は、重大事態として直ちに市教委に報告するとともに、市教委が設置する重大事態調査のための組織（延岡市いじめ問題対策委員会）に協力する。
 - 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
 - ・ 児童が自殺を企図した場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 高額の金品を奪い取られた場合など
 - 児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
 - ・ 年間の欠席が30日程度以上の場合
 - ・ 連続した欠席の場合は状況により判断する
- (2) 事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報の保護に配慮しつつ、適時、適切な方法で説明する。

2 基本方針の点検と必要に応じた見直し

- (1) 基本方針の策定から3年を目途とし、国や県、市の動向等を勘案して見直しを検討し、必要があるときはその結果に基づいて必要な措置を講じる。